◆重 要◆

生産現場における

熱中症対策が義務化

されます!!

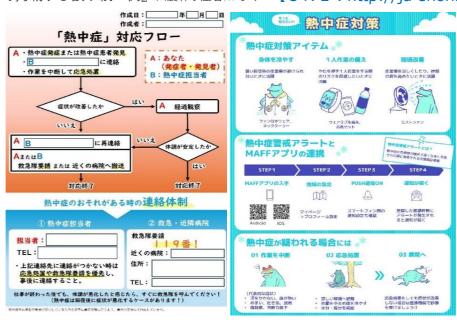
熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、状況に応じ迅速かつ適切に対処することが可能となるように、作業場等に『必要事項を記載した張り紙』を掲載する等の対策が義務化されます。

◆適切に行わなかった場合は<u>罰則</u>®も措置 されています。※(6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金)

《対策》

JA庄内たがわホームページに『作業場等に掲載する張り紙』について掲載しておりますので、<u>必要に応じてダウンロードし活用願います。</u>

『掲載する張り紙の例』※農林水産省HPより 【URL: http://ja-shonai.or.jp/?page_id=10163】





■問い合わせ先: JA庄内たがわ各支所営農課(事業所)まで

JA庄内たがわ農政対策推進協議会